

第27号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

品川区国民健康保険条例の一部改正

(1) 保険料率等の変更

特別区長会「令和2年度基準保険料率案」と同じ保険料率としている。

① 基礎賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度		令和2年度(案)		令和元年度	
第15条の4 第15条の8	保険料率	所得割		7.14/100		7.25/100	
		均等割		39,900		39,900	
	賦課割合	所得割		61		61	
		均等割		39		39	
保険料賦課限度額			630,000		610,000		
第19条の2	均等割	7割減額(1号)		27,930		27,930	
		5割減額(2号)		19,950		19,950	
		2割減額(3号)		7,980		7,980	

② 後期高齢者支援金等賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度		令和2年度(案)		令和元年度	
第15条の12 第15条の16	保険料率	所得割		2.29/100		2.24/100	
		均等割		12,900		12,300	
	賦課割合	所得割		60		61	
		均等割		40		39	
保険料賦課限度額			190,000		190,000		
第19条の2	均等割	7割減額(1号)		9,030		8,610	
		5割減額(2号)		6,450		6,150	
		2割減額(3号)		2,580		2,460	

③ 介護納付金賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度		令和2年度(案)		令和元年度	
第16条の4 第16条の5	保険料率	所得割		1.99/100		1.51/100	
		均等割		15,600		15,600	
	賦課割合	所得割		58		52	
		均等割		42		48	
保険料賦課限度額			170,000		160,000		
第19条の2	均等割	7割減額(1号)		10,920		10,920	
		5割減額(2号)		7,800		7,800	
		2割減額(3号)		3,120		3,120	

④ 軽減対象となる所得基準額の引上げ

(単位:円)

条文および区分	年度	令和2年度(案)	令和元年度
第19条の2	5割減額(2号) 所得基準額算定式	285,000	280,000
	2割減額(3号) 所得基準額算定式	520,000	510,000

(2) 施行期日

令和2年4月1日

国保制度改革に伴う特別区の対応方針等について(保険料率関係)

(1) 特別区の対応方針

将来的な方向性(都内統一保険料水準、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減)に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。  
なお、特別区の水準を参考に独自に対応することも可とする。

(2) 特別区統一保険料率算定方法の変更

国保制度の広域化により、納付金をベースにした保険料率算定を行うこととなったため、特別区においても23区の納付金額をベースにした新たな統一保険料率方式により保険料率算定を行うことになった。  
なお、東京都が示す各区の収納率を反映した標準保険料率は「参考値」として捉えることとする。

(3) 新たな統一保険料率方式(基準保険料率)における保険料激変緩和策

特別区では新制度開始から6年間保険料の激変緩和措置を実施する。(6年間かけて段階的に縮小)  
令和2年度では、本来必要となる保険料額に96%を乗じた金額を保険料率算定の賦課総額とすることで、保険料率を引き下げ、負担軽減を図る。  
(保険料賦課総額を減じた分、各区の法定外繰入金で補填する。)

なお、国や都においても制度開始から6年間の激変緩和策として追加公費投入し、保険料負担の軽減を図る。

(4) 法定外繰入の解消又は縮減

上記の激変緩和措置により保険料の引き下げを図るが、激変緩和措置の割合を原則年1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消(縮小)することを目指す。

新旧対照表

○品川区国民健康保険条例

新	旧
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.14</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき3万9,900円</p> <p>2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の61に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の39に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>(基礎賦課限度額)</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.25</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき3万9,900円</p> <p>2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の61に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の39に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>(基礎賦課限度額)</p>
<p>第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。)は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。)は、<u>61万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.29</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万2,900円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、同項第2号</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.24</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万2,300円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の61</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、同項第2号</p>

新	旧
<p>の被保険者均等割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。 (介護納付金賦課額の保険料率)</p>	<p>の被保険者均等割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の39</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。 (介護納付金賦課額の保険料率)</p>
<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 <u>100分の1.99</u></p>	<p>(1) 所得割 <u>100分の1.51</u></p>
<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万5,600円。</p>	<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万5,600円</p>
<p>2 前項第1号の所得割は、介護納付金賦課総額の<u>100分の58</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の<u>100分の42</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。 (介護納付金賦課限度額)</p>	<p>2 前項第1号の所得割は、介護納付金賦課総額の<u>100分の52</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の<u>100分の48</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。 (介護納付金賦課限度額)</p>
<p>第16条の5 第16条の2の賦課額は、<u>17万円</u>を超えることができない。 (保険料の減額)</p>	<p>第16条の5 第16条の2の賦課額は、<u>16万円</u>を超えることができない。 (保険料の減額)</p>
<p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)および第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)の合算額とする。</p>	<p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)および第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>)の合算額とする。</p>
<p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号の規定により被保険者資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条</p>	<p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号の規定により被保険者資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条</p>

新	旧
<p>第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき2万7,930円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>9,030円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1万920円</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に<u>28万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において</p>	<p>第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき2万7,930円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>8,610円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1万920円</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に<u>28万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてそ</p>

新	旧
<p>てその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1万9,950円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>6,450円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき7,800円</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、<u>52万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき7,980円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2,580円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき3,120円</p> <p><u>付 則</u></p>	<p>の世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1万9,950円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>6,150円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき7,800円</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、<u>51万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき7,980円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2,460円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき3,120円</p>
<p><u>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の5および第19条の2の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>	

## ■ 条例の一部改正の概要①

○保険料率の改正(第15条の4、第15条の12、第16条の4)

	所得割率 (改正後)		所得割率 (改正前)	所得割 増減	均等割額 (改正後)		均等割額 (改正前)	均等割 増減
基礎賦課額 (医療給付費分)	7.14%	←	7.25%	-0.11%	¥39,900	←	¥39,900	¥0
後期高齢者 支援金分	2.29%	←	2.24%	0.05%	¥12,900	←	¥12,300	¥600
介護納付金分	1.99%	←	1.51%	0.48%	¥15,600	←	¥15,600	¥0

○賦課割合の改正(第15条の4第2項、第15条の12第2項、第16条の4第2項)

	賦課割合(改正後)	賦課割合(改正前)
基礎賦課額 (医療給付費分)	61:39	61:39
後期高齢者 支援金分	60:40	61:39
介護納付金分	58:42	52:48

1

## ■ 条例の一部改正の概要②

○賦課限度額の改正(第15条の8、第15条の16、第16条の5)

	賦課限度額(改正後)	賦課限度額(改正前)	増減
基礎賦課額	¥630,000	¥610,000	¥20,000
後期高齢者 支援金	¥190,000	¥190,000	¥0
介護納付金	¥170,000	¥160,000	¥10,000

○賦課減額(第19条の2)

	軽減基準額(改正後)	軽減基準額(改正前)
7割減額	33万円	33万円
5割減額	33万円+(加入者数×28.5万円)	33万円+(加入者数×28万円)
2割減額	33万円+(加入者数×52万円)	33万円+(加入者数×51万円)

減額後の 均等割額	(改正後)			(改正前)		
	基礎賦課額	後期高齢者 支援金	介護納付金	基礎賦課額	後期高齢者 支援金	介護納付金
減額なし	39,900	12,900	15,600	39,900	12,300	15,600
7割減額	11,970	3,870	4,680	11,970	3,690	4,680
5割減額	19,950	6,450	7,800	19,950	6,150	7,800
2割減額	31,920	10,320	12,480	31,920	9,840	12,480

2

## ■ 保険料率(所得割率・均等割額)の改正①

### 改正の背景

- 一人当たり医療費が増加したものの、被保険者数の減少により、医療給付費は減少。
- 一方、後期高齢者支援金と介護納付金は高齢化の影響等で増額。

### 保険料の算定方法



3

## ■ 保険料率(所得割率・均等割額)の改正②

### 基礎賦課額(医療給付費分)

	令和2年度(案)	令和元年度	増減
所得割率	7.14%	7.25%	-0.11%
均等割額	¥39,900	¥39,900	¥0
均等割額(7割軽減後の賦課額)	¥11,970	¥11,970	¥0
均等割額(5割軽減後の賦課額)	¥19,950	¥19,950	¥0
均等割額(2割軽減後の賦課額)	¥31,920	¥31,920	¥0

4

## ■ 保険料率(所得割率・均等割額)の改正③

後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援分)

	令和2年度(案)	令和元年度	増減
所得割率	2.29%	2.24%	0.05%
均等割額	¥12,900	¥12,300	¥600
均等割額(7割軽減後の賦課額)	¥3,870	¥3,690	¥180
均等割額(5割軽減後の賦課額)	¥6,450	¥6,150	¥300
均等割額(2割軽減後の賦課額)	¥10,320	¥9,840	¥480

5

## ■ 保険料率(所得割率・均等割額)の改正④

介護納付金賦課額(介護納付金分)

	令和2年度(案)	令和元年度	増減
所得割率	1.99%	1.51%	0.48%
均等割額	¥15,600	¥15,600	¥0
均等割額(7割軽減後の賦課額)	¥4,680	¥4,680	¥0
均等割額(5割軽減後の賦課額)	¥7,800	¥7,800	¥0
均等割額(2割軽減後の賦課額)	¥12,480	¥12,480	¥0

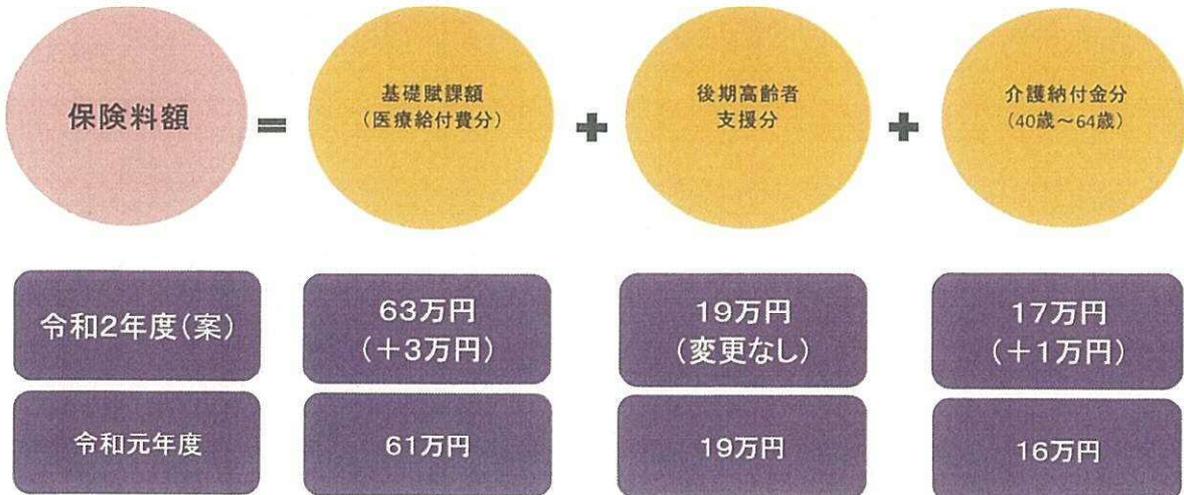
6

## ■ 賦課限度額の改正

### 改正の目的

高額所得層の保険料を増額することにより、中間所得層の負担増を緩和する。

### 賦課限度額



7

## ■ 減額賦課・世帯の軽減基準額の改正①

### 賦課減額の概要と改正の目的

低所得者の保険料負担軽減を目的とした制度。  
世帯主と国保加入者全員の前年所得が基準額以下と判明した世帯の均等割額を減額する。  
軽減基準額を上げることで、軽減対象世帯の拡大を図る。

#### 7割減額

	令和2年度(案)	令和元年度	増減
世帯の軽減基準額 (所得額)	33万円	33万円	変更なし

#### 5割減額

	令和2年度(案)	令和元年度	増減
世帯の軽減基準額 (所得額)	33万円+(加入者×28.5万円)	33万円+(加入者×28万円)	一人当たり5千円

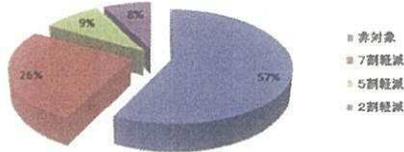
#### 2割減額

	令和2年度(案)	令和元年度	増減
世帯の軽減基準額 (所得額)	33万円+(加入者×52万円)	33万円+(加入者×51万円)	一人当たり1万円

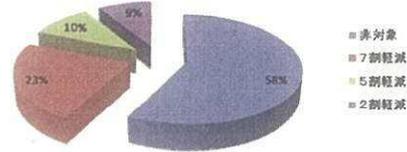
8

## ■減額賦課・世帯の軽減基準額の改正② ～令和元年度軽減世帯の状況～

■令和元年度 軽減世帯の状況  
世帯数



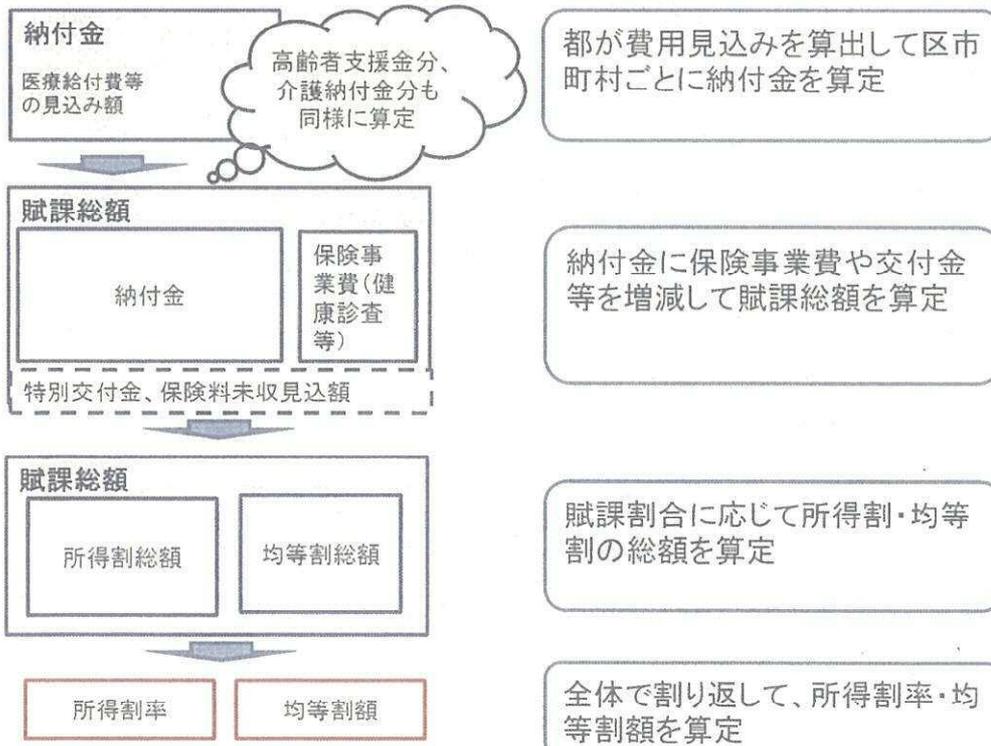
被保険者数



	世帯数	被保数
非対象	30,707	42,058
7割軽減	14,039	16,983
5割軽減	4,849	7,392
2割軽減	3,991	6,367
軽減対象	22,879	30,742
全世帯	53,586	72,800

※令和2年2月現在

## 【参考】保険料の算定方法



## 【参考】統一保険料方式(基準保険料率)とは？

- ◆ 特別区間の申し合わせ。
- ◆ ①特別区の一体性、②制度開始(※1)以来同一保険料を運用してきた経緯を重視。(※2)
- ◆ ①都内保険料水準の統一、②医療費の適正化、③収納率の向上、④法定外繰入の解消又は縮減などの課題について、将来的な方向性に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。(※3)
- ◆ 保険料率や保険給付、保険料の減免などを共通基準として決め、各区で条例をつくる際には、原則この共通基準に合わせる。(※3)

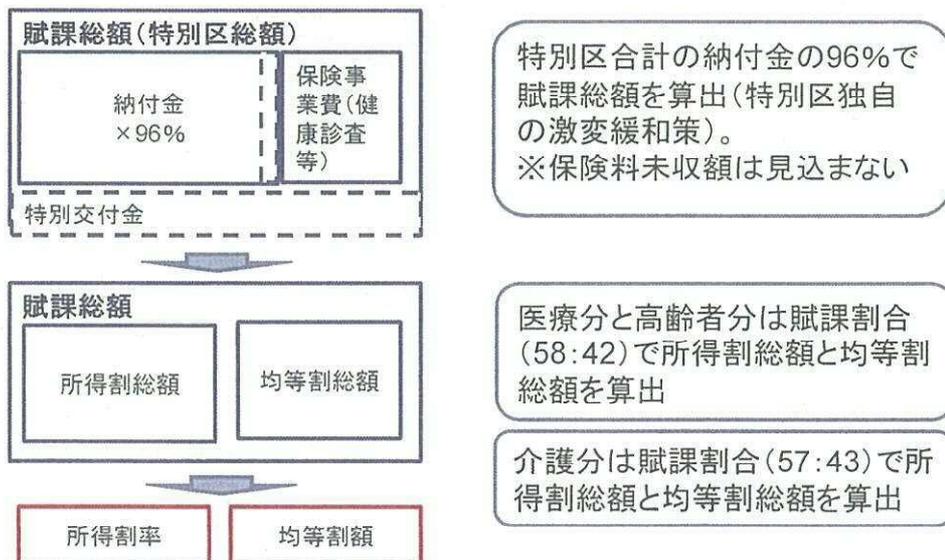
※1)昭和34年 東京都の事業調整のもと同一保険料率の適用開始。

※2)平成12年 東京都による事業調整が廃止、自主的に調整を行う「統一保険料方式」を採用。

※3)平成29年 国保制度改革を受けて、国保広域化を踏まえた「統一保険料方式」を申し合わせ。

11

## 【参考】特別区基準保険料率による算定方法



12

## ■ 今回の改正の特徴

□ 一人当たりの医療給付費は伸びている。

	令和2年度	令和元年度	増減
特別区	281,617円	274,400円	7,217円(2.6%)

□ 一人当たりの保険料は特別区全体と比べて品川区の増加率が大きい(品川区の所得水準が比較的高いため)。

	令和2年度	令和元年度	増減
品川区	135,480円	132,308円	3,172円(2.40%)
特別区	126,202円	125,174円	1,028円(0.82%)

13

## ■ 激変緩和措置(令和2年度)

	東京都	特別区	割合
国による激変緩和措置	30.4億円	23.41億円	77.0%
都独自の財政支援	0円	0円	
特別区の激変緩和措置		121億円	
合計	30.4億円	144.41億円	

14

## 国民健康保険料の保険料率等の推移①

【基礎分&後期高齢者支援金分】

		令和2年度(案)		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		
特別区賦課割合		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		
(所得割:均等割)		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	
品川区賦課割合		61:39		61:39		62:38		61:39		61:39		
(所得割:均等割)		61:39	60:40	61:39	61:39	62:38	62:38	61:39	60:40	61:39	61:39	
(品川区統一標準と同じ)	所得割率	9.43%		9.49%		9.54%		9.43%		8.88%		
	基礎分	支援金分	7.14%	2.29%	7.25%	2.24%	7.32%	2.22%	7.47%	1.96%	6.86%	2.02%
	均等割額		52,800円		52,200円		51,000円		49,500円		46,200円	
	基礎分	支援金分	39,900円	12,900円	39,900円	12,300円	39,000円	12,000円	38,400円	11,100円	35,400円	10,800円
	賦課限度額		820,000円		800,000円		770,000円		730,000円		730,000円	
	基礎分	支援金分	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円	580,000円	190,000円	540,000円	190,000円	540,000円	190,000円
特別区 1人当たり保険料		126,202円		125,174円		121,988円		118,441円		111,189円		
(減額措置による減額前の値)												
基礎分	支援金分	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円	93,287円	28,701円	92,289円	26,152円	85,164円	26,025円	
特別区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	1,028円		3,186円		3,547円		7,252円		4,644円		
	率	+0.82%		-2.61%		-2.99%		-6.52%		-4.36%		
品川区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		135,480円		132,308円		132,924円		126,212円		118,461円		
基礎分	支援金分	103,230円	32,250円	101,073円	31,235円	101,610円	31,314円	98,462円	27,750円	90,769円	27,692円	
品川区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	3,172円		-616円		6,712円		7,751円		6,711円		
	率	2.40%		-0.46%		+5.32%		+6.54%		+6.01%		

※1 一人当たり保険料は各年度の料率試算見込時の比較。

標準保険料率 〔参考〕品川区	標準 所得割率	9.61%		9.85%		9.86%		
	基礎分	支援金分	7.30%	2.31%	7.60%	2.25%	7.60%	2.26%
	標準 均等割額		55,851円		56,843円		56,024円	
	基礎分	支援金分	42,503円	13,348円	43,936円	12,907円	43,227円	12,797円

## 国民健康保険料の保険料率等の推移②

### 【介護納付金分】

		令和2年度(案)	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
特別区賦課割合		57:43	54:46	53:47	50:50	50:50
(所得割:均等割)						
品川区賦課割合		58:42	52:48	53:47	49:51	50:50
(所得割:均等割)						
保 険 料 率 等	品川区所得割率 (品川区独自)	1.99%	1.51%	1.51%	1.39%	1.35%
	品川区均等割額 (特別区基準と同じ)	15,600円	15,600円	15,600円	15,600円	14,700円
	賦課限度額	170,000円	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円
品川区1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		37,036円	32,393円	33,291円	30,723円	29,118円
品川区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	4,643円	-898円	2,568円	1,605円	137円
	率	14.33%	-2.70%	+8.36%	+5.51%	+0.47%

【参考】品川区 標準保険料率	品川区介護分 標準所得割率	1.76%	1.87%	1.91%
	品川区介護分 標準均等割額	19,173円	13,929円	14,269円

令和元年度 政令指定都市の国民健康保険料率

No.	都 市	賦 限 度 課 額	保 険 料 率 ( 基 礎 分 + 支 援 分 )			
			応 能 割	応 益 割		
			所得割	均等割+平等割	均等割	平等割
1	札幌市	80万円	12.75%	66,810円	23,730円	43,080円
2	仙台市	80万円	10.10%	66,080円	32,260円	33,820円
3	さいたま市	77万円	9.52%	37,400円	37,400円	0円
4	千葉市	80万円	9.26%	60,720円	26,520円	34,200円
5	横浜市	80万円	9.21%	43,950円	43,950円	0円
6	川崎市	80万円	9.46%	46,959円	46,959円	0円
7	相模原市	80万円	7.75%	57,600円	34,000円	23,600円
8	新潟市	80万円	10.70%	56,100円	24,900円	31,200円
9	静岡市	80万円	7.68%	60,200円	33,700円	26,500円
10	浜松市	80万円	9.69%	69,900円	38,800円	31,100円
11	名古屋市	80万円	10.22%	55,535円	55,535円	0円
12	京都市	80万円	10.39%	33,230円	33,230円	0円
13	大阪市	77万円	10.80%	64,703円	30,227円	34,476円
14	堺市	77万円	10.90%	65,821円	29,673円	36,148円
15	神戸市	80万円	12.02%	80,530円	47,000円	33,530円
16	岡山市	80万円	10.45%	64,320円	36,480円	27,840円
17	広島市	80万円	9.80%	69,965円	33,825円	36,140円
18	北九州市	80万円	10.51%	59,799円	27,450円	32,349円
19	福岡市	80万円	10.69%	58,701円	29,248円	29,453円
20	熊本市	80万円	10.61%	77,300円	44,700円	32,600円
	特別区	82万円	9.54%	51,000円	51,000円	0円

令和2年度(都提示本係数) 収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

保険料率等 (旧ただし書方式)	31年度基準保険料		2年度基準保険料(最終案)賦課割合			
	58:42	54:46			小計	介護分
	医療+支援分	介護分	医療分	支援金分		
所得割率	9.49%	1.51%	7.14%	2.29%	9.43%	1.99%
均等割額	52,200	15,600	39,900	12,900	52,800	15,600
1人当たり保険料額	125,174	33,550	95,473	30,729	126,202	35,950
賦課限度額	800,000	160,000	630,000	190,000	820,000	170,000

品川区

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
31年度基準保険料(a)(医療+支援)	15,660	15,660	86,363	191,703	269,995	349,711	430,376	511,041	594,553	684,708
2年度 保険料(b)(医療+支援)	15,840	15,840	86,561	191,421	269,218	348,430	428,585	508,740	591,724	681,309
前年度保険料との比較 (b)-[a]	180	180	198	-282	-777	-1,281	-1,791	-2,301	-2,829	-3,399
対前年度比(b)/[a]	1.011	1.011	1.002	0.999	0.997	0.996	0.996	0.995	0.995	0.995
均等割軽減対象	7	7	2	0	0	0	0	0	0	0

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
31年度基準保険料(a)(医療+支援)	31,320	31,320	96,803	243,903	322,195	401,911	482,576	563,241	646,753	736,908
2年度 保険料(b)(医療+支援)	31,680	31,680	97,121	244,221	322,018	401,230	481,385	561,540	644,524	734,109
前年度保険料との比較 (b)-[a]	360	360	318	318	-177	-681	-1,191	-1,701	-2,229	-2,799
対前年度比(b)/[a]	1.011	1.011	1.003	1.001	0.999	0.998	0.998	0.997	0.997	0.996
均等割軽減対象	7	7	5	0	0	0	0	0	0	0

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(40歳)のみ〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
31年度基準保険料(a)(医療+支援)	15,660	27,998	136,661	203,091	273,317	349,237	425,157	504,873	590,283	675,693
2年度 保険料(b)(医療+支援)	15,840	28,286	136,727	202,737	272,519	347,959	423,399	502,611	587,481	672,351
前年度保険料との比較 (b)-[a]	180	288	66	-354	-798	-1,278	-1,758	-2,262	-2,802	-3,342
対前年度比(b)/[a]	1.011	1.010	1.000	0.998	0.997	0.996	0.996	0.996	0.995	0.995
31年度保険料(c)(医療+支援+介護)	20,340	36,100	165,700	242,700	324,100	412,100	500,100	592,500	691,500	790,500
2年度 保険料(d)(医療+支援+介護)	20,520	36,484	170,038	249,978	334,486	425,846	517,206	613,134	715,914	818,694
前年度保険料との比較 (d)-[c]	180	384	4,338	7,278	10,386	13,746	17,106	20,634	24,414	28,194
対前年度比(d)/[c]	1.009	1.011	1.026	1.030	1.032	1.033	1.034	1.035	1.035	1.036
均等割軽減対象	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
31年度基準保険料(a)(医療+支援)	31,320	54,098	167,981	255,291	325,517	401,437	477,357	557,073	642,483	727,893
2年度 保険料(b)(医療+支援)	31,680	54,686	168,407	255,537	325,319	400,759	476,199	555,411	640,281	725,151
前年度保険料との比較 (b)-[a]	360	588	426	246	-198	-678	-1,158	-1,662	-2,202	-2,742
対前年度比(b)/[a]	1.011	1.011	1.003	1.001	0.999	0.998	0.998	0.997	0.997	0.996
31年度保険料(c)(医療+支援+介護)	40,680	70,000	206,380	310,500	391,900	479,900	567,900	660,300	759,300	858,300
2年度 保険料(d)(医療+支援+介護)	41,040	70,684	211,078	318,378	402,886	494,246	585,606	681,534	784,314	887,094
前年度保険料との比較 (d)-[c]	360	684	4,698	7,878	10,986	14,346	17,706	21,234	25,014	28,794
対前年度比(d)/[c]	1.009	1.010	1.023	1.025	1.028	1.030	1.031	1.032	1.033	1.034
均等割軽減対象	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
31年度基準保険料(a)(医療+支援)	46,980	80,198	209,741	307,491	377,717	453,637	529,557	609,273	694,683	780,093
2年度 保険料(b)(医療+支援)	47,520	81,086	210,647	308,337	378,119	453,559	528,999	608,211	693,081	777,951
前年度保険料との比較 (b)-[a]	540	888	906	846	402	-78	-558	-1,062	-1,602	-2,142
対前年度比(b)/[a]	1.011	1.011	1.004	1.003	1.001	1.000	0.999	0.998	0.998	0.997
31年度保険料(c)(医療+支援+介護)	56,340	96,100	248,140	362,700	444,100	532,100	620,100	712,500	811,500	910,500
2年度 保険料(d)(医療+支援+介護)	56,880	97,084	253,318	371,178	455,686	547,046	638,406	734,334	837,114	939,894
前年度保険料との比較 (d)-[c]	540	984	5,178	8,478	11,586	14,946	18,306	21,834	25,614	29,394
対前年度比(d)/[c]	1.010	1.010	1.021	1.023	1.026	1.028	1.030	1.031	1.032	1.032
均等割軽減対象	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0

⑥給与所得者(65歳未満)4人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
31年度基準保険料(a)(医療+支援)	62,640	106,298	188,861	317,931	429,917	505,837	581,757	661,473	746,883	800,000
2年度 保険料(b)(医療+支援)	63,360	107,486	189,527	318,897	430,919	506,359	581,799	661,011	745,881	818,698
前年度保険料との比較 (b)-[a]	720	1,188	666	966	1,002	522	42	-462	-1,002	18,698
対前年度比(b)/[a]	1.011	1.011	1.004	1.003	1.002	1.001	1.000	0.999	0.999	1.023
31年度保険料(c)(医療+支援+介護)	72,000	122,200	217,900	366,900	496,300	584,300	672,300	764,700	863,700	930,407
2年度 保険料(d)(医療+支援+介護)	72,720	123,484	222,838	375,498	508,486	599,846	691,206	787,134	889,914	980,641
前年度保険料との比較 (d)-[c]	720	1,284	4,938	8,598	12,186	15,546	18,906	22,434	26,214	50,234
対前年度比(d)/[c]	1.010	1.011	1.023	1.023	1.025	1.027	1.028	1.029	1.030	1.054
均等割軽減対象	7	5	5	2	0	0	0	0	0	0